

業 務 請 書 (案)

- 1 件 名 大型排水管による捕獲個体残渣減容化処理容器作成及び埋設業務
- 2 履行場所 群馬県利根郡昭和村大字赤城原字久呂保赤城山国有林 1 5 6 に林小班内（別紙図面の箇所）
- 3 履行期間 自 令和 7 年 月 日（契約締結日の翌日）
至 令和 8 年 2 月 2 7 日
- 4 契約金額 ￥
（うち消費税及び地方消費税額 ￥ ）

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条件を承諾のうえ、誠実に履行いたします。

条 件

- 第 1 条 実施にあたっては、貴官、又は貴官の指定した職員の指示に従い、頭書の仕様、規格に基づき完了期限内に業務を完了します。
- 第 2 条 頭書の期限までに完了ができない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び完了見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。
- 第 3 条 頭書の期限までに業務を完了しないときは、前条に定める承認にかかわらず、遅延金として、完了期限の翌日から起算して業務完了の日までの日数に対し、1 日につき契約金額の年 3 パーセントの率をもって計算した額を貴官の請求により納付します。
ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。
- 第 4 条 業務が完了したときは、貴官宛てに直ちに届け出て検査をお受けします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。
- 第 5 条 前条に定める検査の結果、数量、仕様等に適合しない場合は、直ちに修正します。
- 第 6 条 検査に合格した時は、適法な支払請求書を提出し、貴局又は貴署において請求書を受理した日から 3 0 日以内に支払いを受けます。
- 第 7 条 支払期限を経過し、支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した遅延利息を加算して、支払いを受けます。
- 第 8 条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解約されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
（1） 頭書の期限内に業務が完了しないとき、又は完了の見込みがないと貴官から認められた場合
（2） この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合
（3） この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
（4） 破産の宣告を受けた場合又はその恐れがあると認められる場合
（5） 当方から契約の解除を申し出た場合
- 第 9 条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を違約金として貴官の請求により納付します。
ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。
- 第 10 条 この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは承継しません。
- 第 11 条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。
- 第 12 条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。
- 第 13 条 この契約に関して紛争を生じた場合は、建設工事紛争審査会に依頼して解決を図ることを承知します。

令和 年 月 日

請負人 住所

氏名

分任支出負担行為担当官

利根沼田森林管理署長 田中 直哉 殿